

津山市談合情報対応要領を定めたので、次のとおり公告する。

津山市長 宮 地 昭 範

### 津山市談合情報対応要領

(目的)

第1条 この要領は、津山市の契約に係る入札談合を疑わせる情報に関する取扱いを定め、もって津山市が締結する契約に関し公正な競争を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、津山市発注に係るすべての契約に適用する。

(談合情報の定義)

第3条 「談合情報」とは、入札談合を疑わせる情報のうち、特定の入札について談合が行われていることを伝える情報のことをいう。

(入札談合を疑わせる情報の確認)

第4条 入札に付そうとする案件について入札談合を疑わせる情報が寄せられた場合には、情報受信者は、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認し、落札予定者、落札予定金額その他談合に関する事項について、詳しく聞くこととする。

2 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で当該情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

(情報調書の作成)

第5条 財政部契約監理室(以下「事務局」という。)に入札談合を疑わせる情報が寄せられた場合には、当該情報の内容を情報調書(様式第1号)に記載するものとする。

2 事務局以外の課等に入札談合を疑わせる情報が寄せられた場合には、直ちに事務局に連絡した後、情報の内容を情報調書に記載し、事務局に報告を行わなければならない。

3 入札談合を疑わせる情報が、情報提供者によるものではなく、職員が直接目撃した等の情報である場合には、当該職員は、直ちに事務局に報告を行わなければならない。この場合において事務局は、当該情報の内容を情報調書に記載するものとする。

(委員会への報告)

第6条 事務局は、入札談合を疑わせる情報が寄せられた場合又は当該情報の報告を受けた場合には、速やかに津山市建設工事等指名委員会(以下「委員会」という。)へ報告するものとする。

(報道機関等への対応)

第7条 入札談合を疑わせる情報に関する報道機関等との対応については、原則として事務局の長が行うものとする。

(公正取引委員会等への通報)

第8条 事務局は、入札談合を疑わせる情報について、第6条により委員会へ報告した場合には、速やかに、情報調書及び談合情報等に関する資料等を公正取引委員会、岡山県津山警察署並びに岡山県土木部監理課（以下「公正取引委員会等」という。）へ通報するものとする。

2 入札談合を疑わせる情報の追加情報又は、事情聴取書（様式第2号）、誓約書（様式第3号）、入札顛末、工事費内訳書調査結果その他の情報がある場合には、原則として、手続きの各段階において、逐次かつ速やかにそれらの写しを公正取引委員会等に通知するものとする。ただし、事情聴取から入札までの手続き等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができる。

（情報の判別）

第9条 第6条に規定する報告を受けて開催する委員会は、入札談合を疑わせる情報の信憑性を判断するに当たり、次に掲げる事項を総合的に勘案し、談合情報又は談合情報に該当しない情報とに判別するものとする。

- (1) 談合対象となった入札件名
- (2) 談合の事実を確信するに足る物的な証拠又は証言
- (3) 談合に関与した業者らの名称
- (4) 談合が行われた日時、場所及び経過
- (5) 談合の結果、決定した落札予定者
- (6) 談合の結果、決定した落札予定金額
- (7) 実名、連絡先を明確にした情報提供

（具体的な対応）

第10条 談合情報又は談合情報に該当しない情報に対する具体的な対応は、原則として、次に掲げる事項に従い、適切に対応するものとする。

(1) 入札執行前に入札談合を疑わせる情報を把握した場合

ア 談合情報の信憑性が極めて高いと判断するときは、津山市契約規則（平成6年津山市規則第5号。以下「契約規則」という。）第17条の規定に基づき、入札の執行を中止するものとする。

イ 談合情報の信憑性が極めて高いとは言えない場合で、かつ、一般競争入札等の入札参加資格を入札執行後に審査する方式の場合の対応

(ア) 入札参加希望者を事前に特定することはできず、入札参加者の事情聴取及び入札日を延期することが困難なため、入札を執行するものとする。

ア) 入札を執行した場合において、談合情報どおりの結果となったときは、落札決定を保留して、当該談合情報に係る入札参加者全員から事情聴取を行うものとする。

イ) 入札を執行した場合において、談合情報と異なる結果となったときは、落札決定するものとする。

(イ) 談合情報どおりの結果となったときの対応

ア) 事情聴取を受けて開催する委員会において、談合情報の信憑性について検討し、入札の適法性を欠く恐れがあると判断するときは、落札決定を行わないものとし、契約規則第17条の規定に基づき、入札を取消すものとする。

イ) 事情聴取を受けて開催する委員会において、談合情報の信憑性について検討し、

落札決定が妥当と判断するときは、すべての入札参加者から誓約書を提出させた上で落札決定するものとする。ただし、落札者と取り交わす契約と一体をなす「談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」(以下「特約条項」という。)において、談合その他不正行為に係る違約金の料率を10分の2に引き上げるものとする。

ウ 談合情報の信憑性が極めて高いとは言えない場合で、かつ、指名競争入札で入札参加者を選定して行う方式の場合の対応

(ア) 当該談合情報に係る入札参加者全員から事情聴取を行うものとする。事情聴取は原則として、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前日までにを行うか、又は入札日を延期した上で行うものとする。ただし、談合情報が入札執行日の直前に寄せられ、入札の延期を行わないと関係者の事情聴取が行えないときで、入札を延期することが工事竣工時期の遅延等につながり、市民サービスに支障をきたすおそれがある場合には、イの規定を準用するものとする。この場合は、入札執行後に必要な事情聴取を行うものとする。

(イ) 事情聴取後の対応

ア) 事情聴取を受けて開催する委員会において、談合情報の信憑性について検討し、入札の適法性を欠くおそれがあると判断するときは、契約規則第17条の規定に基づき、入札の執行を中止するものとする。

イ) 事情聴取を受けて開催する委員会において、談合情報の信憑性について検討し、入札の執行が妥当と判断するときは、入札執行前にすべての入札参加者から誓約書を提出させた上で入札を執行するものとする。ただし、特約条項において、談合その他不正行為に係る違約金の料率を10分の2に引き上げるものとする。なお、談合情報どおりの結果となったときは、イ(イ)を準用するものとする。

エ 入札談合を疑わせる情報であるが、談合情報に該当しないときの対応

入札談合を疑わせる情報であるが、入札件名を特定していない等の理由により談合情報に該当しないときは、入札を執行するものとする。

(2) 入札執行後で契約締結前に入札談合を疑わせる情報を把握した場合

ア 入札執行後に入札談合を疑わせる情報を把握した場合の留意点

入札執行後に入札談合を疑わせる情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、対応方法を判断するものとする。

イ 談合情報の信憑性が極めて高いと判断するときは、契約規則第18条第7号及び第19条第6号の規定に基づき、入札を無効とし、落札決定を取消すものとする。

ウ 談合情報の信憑性が極めて高いとは言えない場合の対応

(ア) 当該談合情報に係る入札参加者全員から事情聴取を行うものとする。

(イ) 事情聴取後の対応

ア) 事情聴取を受けて開催する委員会において、談合情報の信憑性について検討し、入札の適法性を欠くおそれがあると判断するときは、契約規則第18条第7号の規定に基づき、入札を無効とし、落札決定を取消すものとする。

- イ) 事情聴取を受けて開催する委員会において、談合情報の信憑性について検討し、契約の締結が妥当と判断するときは、すべての入札参加者から誓約書を提出させた上で契約を締結するものとし、特約条項において、談合その他不正行為に係る違約金の料率を10分の2に引き上げるものとする。
- エ 入札談合を疑わせる情報であるが、談合情報に該当しないときの対応  
入札談合を疑わせる情報であるが、入札件名を特定していない等の理由により談合情報に該当しないときは、契約を締結するものとする。
- (3) 契約締結後に入札談合を疑わせる情報を把握した場合
  - ア 契約締結後に入札談合を疑わせる情報を把握した場合の留意点  
契約締結後に入札談合を疑わせる情報があった場合には、契約締結後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、対応方法を判断するものとする。
  - イ 談合情報の信憑性が極めて高いと判断するときは、当該談合情報に係る入札参加者全員から事情聴取を行い、契約解除について検討するものとする。
  - ウ 談合情報の信憑性が極めて高いとは言えない場合の対応
    - (ア) 当該談合情報に係る入札参加者全員から事情聴取を行うものとする。
    - (イ) 事情聴取後の対応
      - ア) 事情聴取を受けて開催する委員会において、談合情報の信憑性について検討し、入札の適法性を欠くおそれがあると判断するときは、契約解除について検討するものとする。
      - イ) 事情聴取を受けて開催する委員会において、談合情報の信憑性について検討し、契約の継続が妥当と判断するときは、すべての入札参加者から誓約書を提出させた上で契約を継続するものとする。契約を継続する際には、事後に談合の事実が明らかと認められた場合には、契約解除について検討する旨の注意を促した後に契約を継続するものとし、談合その他不正行為に係る違約金の料率を10分の2に引き上げるよう、特約条項を変更するものとする。
- エ 入札談合を疑わせる情報であるが、談合情報に該当しないときの対応  
入札談合を疑わせる情報であるが、入札件名を特定していない等の理由により談合情報に該当しないときは、契約を継続するものとする。

(事情聴取の際の注意事項)

第11条 事情聴取を行う場合は、入札参加者全員に対して、入札参加者を個別に会議室等に呼び出して聞き取りを行う。事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

2 聴取結果については事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会等へ送付することとする。

(津山市物品調達業者指名委員会が所管する案件への適用)

第12条 津山市談合情報対応要領は、津山市物品調達業者指名委員会が所管する案件にも適用する。なお、「津山市建設工事等指名委員会」は、「津山市物品調達業者指名委員会」と読み替え、「入札」には見積り入札を含むものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要領は、平成25年9月3日の日から施行し、同日以後に執行する入札について適用する。

(様式第1号)

情報調査書

平成 年 月 日

入札件名		
入札(予定)日時	平成 年 月 日( ) 時 分	
情報を受けた日時	平成 年 月 日( ) 時 分	
情報提供者	実名 匿名 報道機関 その他( )	
	住所:	
	氏名:	
	連絡先:	
職業:		
情報入手の手段	電話 書面 F A X メール 面接 報道 その他( )	
情報の内容	入札件名	
	物的な証拠の有無	有(内容: ) 無
	証言の内容	
	談合関与業者名	
	談合の日時, 場所, 経過	平成 年 月 日( ) 時 分頃
	落札予定者	
	落札予定金額	
	その他具体的なもの	(事前決定した理由, 情報入手した経緯, この情報を他に提供等)
応答の概要		
情報受信者	所属: 職氏名:	

注1: 情報が書面, F A X, メール, 新聞報道の場合は, 写しを添付すること。

注2: 物的な証拠が有る場合は, 添付すること。

(様式第2号)

事 情 聴 取 書

入札件名			
会社名			
事情聴取を受けた者	職名：	氏名：	
	職名：	氏名：	
事情聴取を行った者	所属：	職氏名：	
	所属：	職氏名：	
事情聴取日時、場所	日時：平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 場所：		
聴取事項	聴取の内容		

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

会社名 \_\_\_\_\_

職氏名 \_\_\_\_\_ (印)

注：聴取事項については、情報の内容等により適宜変更又は追加すること。

(様式第3号)

## 誓約書

平成 年 月 日

津山市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記入札件名の入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律又は刑法第96条の3の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令の規定を遵守することを誓約します。

また、後日、不正行為があると認められた場合には、いかなる処分を受けても異議のないことを併せて誓約します。

また、入札の取消し又は契約の解除が行われたとしても、異議の申立ては行いません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会等に送付されても異議はありません。

### 記

1 入札件名

2 工事場所

注1：設計業務等又は業務委託の場合は、2の工事場所を業務場所に変更すること。

注2：物品購入の場合は、2の工事場所を削除して使用すること。